



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成20年5月16日金曜日 第1964号

### ◇ 目 次 ◇

|                               |     |
|-------------------------------|-----|
| 救急診療所の撤回.....                 | 553 |
| 指定自立支援医療機関の指定.....            | 553 |
| 愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部改正..... | 553 |
| 保安林の指定（2件）.....               | 554 |
| 漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....        | 555 |
| 道路の供用開始（県道孫兵衛作壬生川線）.....      | 555 |
| 土地改良区役員の就退任の届出（2件）.....       | 555 |
| 土地改良区連合役員の就退任の届出.....         | 556 |
| 土地改良区の定款変更の認可（3件）.....        | 556 |
| 建設業者の許可の取消し.....              | 556 |
| 市営土地改良事業の施行の同意（2件）.....       | 557 |

### 公 告

|                             |     |
|-----------------------------|-----|
| ポリ塩化ビフェニル廃棄物の収集運搬業務の委託..... | 557 |
| ICカード運転免許証作成システムの借入れ.....   | 558 |
| チェックコード生成機の借入れ.....         | 559 |
| 暗証番号発行機及びIC免許証確認機の借入れ.....  | 559 |
| 申請受付機及びIC免許証読取機の借入れ.....    | 560 |

### 人事委員会公告

平成20年度愛媛県職員採用候補者（上級）試験公告..... 561

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

### 告 示

#### ○愛媛県告示第795号

次の診療所は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急診療所でなくなった。

平成20年5月16日

愛媛県知事 加戸守行

| 名 称  | 所 在 地         | 開 設 者 名       |
|------|---------------|---------------|
| 藤石医院 | 東温市志津川1843番地1 | 医療法人<br>こまくさ会 |

#### ○愛媛県告示第796号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成20年5月16日

愛媛県知事 加戸守行

| 名 称      | 所 在 地            | 開設者の氏名又は名称    | 担当しようとする医療の種類 | 指定年月日     |
|----------|------------------|---------------|---------------|-----------|
| 上浦ハート薬局  | 今治市上浦町井口5297-1   | 有限会社カナダイメディカル | 精神通院医療（薬局）    | 平成20年5月1日 |
| やなぎ堂調剤薬局 | 松山市柳井町一丁目14番1号   | 有限会社やなぎ堂薬局    | 精神通院医療（薬局）    | 平成20年5月1日 |
| 八幡浜中央薬局  | 八幡浜市江戸岡一丁目870番地3 | 田中 美和子        | 精神通院医療（薬局）    | 平成20年5月1日 |

#### ○愛媛県告示第797号

愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程（昭和36年12月愛媛県告示第1051号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。改正後の愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程の規定は、平成20年4月18日以降利子補給承認される農業近代化資金について適用し、同日前に利子補給承認された農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成20年5月16日

愛媛県知事 加戸守行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後  |        |        |        | 改 正 前  |        |        |        |
|--|--------|--------|--------|--|--------|--------|--------|
| （利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率）                        |        |        |        | （利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率）                        |        |        |        |
| <b>第2条</b> 前条の利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。 |        |        |        | <b>第2条</b> 前条の利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。 |        |        |        |
| 農業近代化資金の種類   | 利子補給率  |        |        | 農業近代化資金の種類   | 利子補給率  |        |        |
|  | 法第2条第2 | 法第2条第2 | 法第2条第2 |  | 法第2条第2 | 法第2条第2 | 法第2条第2 |

|   | 項第1号、第2号及び第4号に掲げる融資機関が同条第1項第1号に掲げる者に貸し付ける場合 | 項第1号に掲げる融資機関が同条第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合 | 項第2号から第4号までに掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合 |   | 項第1号、第2号及び第4号に掲げる融資機関が同条第1項第1号に掲げる者に貸し付ける場合 | 項第1号に掲げる融資機関が同条第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合 | 項第2号から第4号までに掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合 |
|---|---|--|--|---|---|--|--|
| 1 畜舎、果樹棚、農機具その他の農作物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（農地又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。） | 年1分2厘5毛                                     | 年1分2厘5毛                                | 年4厘  | 1 畜舎、果樹棚、農機具その他の農作物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（農地又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。） | 年1分2厘5毛                                     | 年1分2厘5毛                                | 年5厘  |
| 2～7 省略  |   |  |  | 2～7 省略  |   |  |  |

○愛媛県告示第798号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成20年5月16日

愛媛県知事 加戸守行

1(1) 保安林の所在場所

西宇和郡伊方町三崎2746から2754まで、2929、2932、2933、2937、2939、2942、2943

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

三崎2929・2933・2937（以上3筆について、次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 保安林の所在場所

宇和島市吉田町知永字龍王4番耕地626の1、4番耕地627の1、4番耕地627の2、4番耕地628の1、4番耕地629、4番耕地630、字知永4番耕地829、4番耕地830の1

(2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

3(1) 保安林の所在場所

南宇和郡愛南町小成川381、382の1、382の2、384、385

(2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係

書類を愛媛県庁並びに宇和島市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第 799 号

森林法（昭和26年法律第 249 号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成20年 5月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 保安林の所在場所  
南宇和郡愛南町緑丙 608 の 1、丙 608 の 2
- 2 指定の目的  
水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以

上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び愛南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第 800 号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第 8 条第 2 項（同規則第21条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、宇和海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成20年 5月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成20年 5月16日から 5月30日まで

○愛媛県告示第 801 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年 5月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道路の種類 | 路線名      | 供用開始の区間                           | 供用開始の日      |
|-------|----------|-----------------------------------|-------------|
| 県道    | 孫兵衛作壬生川線 | 西条市楠甲2031番 8 から<br>同実報寺甲465番 4 まで | 平成20年 5月16日 |

○愛媛県告示第 802 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、東温市北吉井土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成20年 5月16日

愛媛県中予地方局長 梅 木 要

就 任

| 役員の種類 | 氏 名     | 住 所            |
|-------|---------|----------------|
| 理 事   | 森 一 正   | 東温市樋口694番地 1 号 |
| "     | 恒 岡 和 俊 | 東温市樋口195番地 1 号 |
| "     | 藤 田 讓   | 東温市樋口249番地 2 号 |

退 任

| 役員の種類 | 氏 名     | 住 所        |
|-------|---------|------------|
| 理 事   | 黒 河 満 樹 | 東温市樋口774番地 |
| "     | 和 田 康 良 | 東温市樋口283番地 |
| "     | 相 原 道 則 | 東温市樋口741番地 |

○愛媛県告示第 803 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、東温市吉久土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成20年 5月16日

愛媛県中予地方局長 梅 木 要

就 任

| 役員の種類 | 氏 名     | 住 所             |
|-------|---------|-----------------|
| 理 事   | 相 原 茂 樹 | 東温市南方2761番地 1 号 |
| "     | 大 西 栄 二 | 東温市吉久428番地      |
| "     | 大 野 利 幸 | 東温市吉久41番地       |
| "     | 大 西 英 夫 | 東温市吉久540番地      |
| "     | 相 原 勉   | 東温市吉久203番地      |
| "     | 宮 下 完 生 | 東温市吉久57番地 1 号   |
| 監 事   | 相 原 芳 典 | 東温市吉久23番地       |
| "     | 高須賀 哲   | 東温市吉久214番地 2 号  |

退 任

| 役員の種類 | 氏 名     | 住 所        |
|-------|---------|------------|
| 理 事   | 大 西 久 則 | 東温市吉久593番地 |

|     |         |                |
|-----|---------|----------------|
| "   | 渡 部 眞 人 | 東温市吉久38番地 2号   |
| "   | 相 原 茂 則 | 東温市吉久131番地     |
| "   | 高須賀 哲   | 東温市吉久214番地 2号  |
| "   | 相 原 茂 樹 | 東温市南方2761番地 1号 |
| "   | 大 西 覚   | 東温市吉久412番地     |
| 監 事 | 古 田 克 徳 | 東温市吉久503番地     |
| "   | 相 原 芳 典 | 東温市吉久23番地      |

|   |         |                |
|---|---------|----------------|
| " | 石 谷 光 信 | 東温市北方1461番地 2号 |
|---|---------|----------------|

○愛媛県告示第 804 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、重信川菖蒲堰土地改良区連合から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成20年 5月16日

愛媛県中予地方局長 梅 木 要

就 任

| 役員の種類 | 氏 名     | 住 所         |
|-------|---------|-------------|
| 理 事   | 黒 河 満 樹 | 東温市樋口774番地  |
| "     | 北 下 長 義 | 東温市北方1253番地 |

退 任

| 役員の種類 | 氏 名   | 住 所           |
|-------|-------|---------------|
| 理 事   | 森 一 正 | 東温市樋口694番地 1号 |

○愛媛県告示第 805 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第30条第 2 項の規定により、東温市牛淵上井手土地改良区の定款の変更を認可した。

平成20年 5月16日

愛媛県中予地方局長 梅 木 要

○愛媛県告示第 806 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第30条第 2 項の規定により、東温市下林下土地改良区の定款の変更を認可した。

平成20年 5月16日

愛媛県中予地方局長 梅 木 要

○愛媛県告示第 807 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第30条第 2 項の規定により、東温市見奈良土地改良区の定款の変更を認可した。

平成20年 5月16日

愛媛県中予地方局長 梅 木 要

○愛媛県告示第 808 号

建設業法（昭和24年法律第 100 号）第29条第 1 項第 4 号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成20年 5月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 許 可 番 号         | 許 可 年 月 日    | 商 号 又 は 名 称 | 代表者氏名 | 主たる営業所の所在地        | 取 消 年 月 日  | 取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類   | 取消しの原因となった事実 |
|-----------------|--------------|-------------|-------|-------------------|------------|---|--------------|
| (特 - 18)第15998号 | 平成18年 8月21日  | (株)二神組      | 二神 一誠 | 松山市竹原 2 - 1 - 19  | 平成20年 4月1日 | 土木工事業、建築工事業<br>大工工事業、左官工事業<br>とび・土工工事業<br>石工事業、屋根工事業<br>タイル・れんが・ブロック工事業<br>鋼構造物工事業<br>鉄筋工事業、ほ装工事業<br>しゅんせつ工事業<br>板金工事業、ガラス工事業<br>塗装工事業、防水工事業<br>内装仕上工事業<br>熱絶縁工事業、建具工事業<br>造園工事業<br>水道施設工事業 | 建設業の廃止（吸収分割） |
| (般 - 17)第8705号  | 平成17年 4月8日   | 窪田建設        | 窪田 義晴 | 伊予市大平甲1236 - 5    | 平成20年 4月1日 | 建築工事業   | 建設業の廃止       |
| (般 - 18)第319号   | 平成18年 10月31日 | 白杵工業所       | 白杵 道明 | 伊予市下吾川585         | 平成20年 4月1日 | 鋼構造物工事業   | 建設業の廃止       |
| (般 - 16)第15581号 | 平成16年 7月21日  | (株)三浦プロテック  | 高橋 祐二 | 松山市堀江町 7          | 平成20年 4月2日 | 管工事業<br>機械器具設置工事業   | 建設業の廃止（吸収合併） |
| (般 - 16)第2744号  | 平成17年 2月6日   | (有)河本産業     | 河本 忠勝 | 松山市南久米町407 - 1    | 平成20年 4月2日 | 建築工事業<br>大工工事業  | 建設業の廃止（一部）   |
| (般 - 19)第12763号 | 平成19年 8月3日   | (有)新工業徳山組   | 徳山 良雄 | 松山市和泉南 5 - 3 - 37 | 平成20年 4月4日 | とび・土工工事業  | 建設業の廃止       |
| (般 - 15)第14048号 | 平成15年 6月30日  | 市川建設        | 市川 一夫 | 松山市立花 3 - 5 - 45  | 平成20年 4月4日 | 建築工事業   | 建設業の廃止       |

|                    |                 |           |       |                       |                |  |                  |
|--------------------|-----------------|-----------|-------|-----------------------|----------------|--|------------------|
| ( 般 - 15 ) 第11979号 | 平成15年<br>5月13日  | 濱産業(株)    | 濱崎 知子 | 松山市和泉北 1 - 13 - 39    | 平成20年<br>4月9日  | 建築工事業<br>左官工事業<br>防水工事業  | 建設業の廃止           |
| ( 般 - 19 ) 第2245号  | 平成19年<br>6月29日  | 大成技建(株)   | 菅 忠志  | 松山市井門町459 - 4         | 平成20年<br>4月14日 | 土工事業<br>とび・土工事業<br>さく井工事業  | 建設業の廃止           |
| ( 般 - 15 ) 第15327号 | 平成15年<br>6月23日  | (有)ヨシケン産業 | 河本 英樹 | 松山市北井門 3 - 14 - 28    | 平成20年<br>4月14日 | 土工事業<br>とび・土工事業<br>石工事業<br>鋼構造物工事業<br>ほ装工事業<br>しゅんせつ工事業<br>水道施設工事業   | 建設業の廃止           |
| ( 般 - 15 ) 第15419号 | 平成15年<br>10月10日 | 濱本板金      | 濱本太一郎 | 松山市南吉田町2528 - 1       | 平成20年<br>4月23日 | 屋根工事業  | 建設業の廃止<br>(法人成り) |
| ( 般 - 16 ) 第15630号 | 平成16年<br>9月15日  | (有)マルタケ   | 竹田 達也 | 伊予郡松前町大字筒井65<br>3 - 6 | 平成20年<br>4月24日 | 建築工事業、大工工事業<br>左官工事業<br>とび・土工事業<br>石工事業、屋根工事業<br>タイル・れんが・ブロック<br>工事業<br>鋼構造物工事業<br>鉄筋工事業、板金工事業<br>ガラス工事業、塗装工事業<br>防水工事業<br>内装仕上工事業<br>熱絶縁工事業、建具工事業 | 建設業の廃止           |

○愛媛県告示第 809 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 1 項の規定により、宇和島市から協議のあった市営土地改良事業（農業用道路整備事業・水荷浦地区）の施行に平成20年 5月 8日同意した。

平成20年 5月16日

愛媛県南予地方局長 渡 部 敏 夫

○愛媛県告示第 810 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 1 項の規定により、宇和島市から協議のあった市営土地改良事業（農地保全事業・水荷浦地区）の施行に平成20年 5月 8日同意した。

平成20年 5月16日

愛媛県南予地方局長 渡 部 敏 夫

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成20年 5月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

- (1) 件名  
元愛媛県宮西ビル外に設置されているポリ塩化ビフェニル廃棄物の収集運搬業務の委託
- (2) 委託業務名及び数量  
元愛媛県宮西ビル外 P C B 廃棄物収集運搬業務 1 式
- (3) 委託業務の内容等  
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 委託期間  
契約日から平成20年 6月30日まで
- (5) 委託業務の履行場所  
元愛媛県宮西ビル外  
愛媛県松山市宮西一丁目 5 番11号外
- (6) 入札方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額

の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成20・21・22年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第 137 号）第14条の 4 第 1 項の許可を受けている者であること。
- (3) 開札をする日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中でない者であること。

3 入札及び開札の日時等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県総務部管理局総務管理課財産処分係  
〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

電話 (089) 912 2558

- (2) 入札説明書の交付方法

(1) に掲げる場所で交付する。

- (3) 入札及び開札の日時及び場所

平成20年 5月27日（火）午後 2 時

愛媛県庁本庁舎 本館 2 階総務部会議室（入札室）

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第 137 条第 2 号の規定を適用し、免除する。
- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札当日に2の(2)を証明できる書類を入札書の提出に先立って提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否  
要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した委託業務を履行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

○公告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成20年 5月16日

愛媛県知事 加戸守行

1 入札に付する事項

(1) 件名

・ICカード運転免許証作成システムの借入れ

(2) 借入物品名及び数量

ICカード運転免許証作成システム一式(ハードウェア一式、ソフトウェア一式、搬入、据付け、配線、調整等一式)

(3) 借入物品の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 借入期間

平成21年1月1日から平成25年12月31日まで

(5) 借入場所

愛媛県運転免許センターほか

(6) 入札方法

入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について、平成20・21・22年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 借入期間の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 借入物品に係る保守及び点検の体制が整備されていることを

証明した者であること。

(4) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県警察本部警務部会計課調度第一係

〒790 8573

愛媛県松山市南堀端町2番地2

電話 (089)934 0110

(2) 入札書の受領期限

平成20年6月27日(金)午後1時30分

(3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

平成20年6月27日(金)午後1時30分

愛媛県警察本部 第一会議室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を、提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 受領期限

平成20年5月16日(金)午前9時から平成20年6月9日(月)午後5時30分まで。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be leased: A system for making driver's licenses with IC chip, 1 set

(2) Time limit of tender: 1:30 p.m., 27 June, 2008

(3) For further information, please contact: Supplies Procurement Section, Finance Division, Administration Department, Ehime Prefectural Police Headquarters, 2-2 Minamihoribatacho, Matsuyama, Ehime 790 8573 Japan

TEL 089 934 0110

## ○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成20年 5月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

## 1 入札に付する事項

- (1) 件名  
・チェックコード生成機の借入れ
- (2) 借入物品名及び数量  
チェックコード生成機一式（ハードウェア一式、ソフトウェア一式、搬入、据付け、配線、調整等一式）
- (3) 借入物品の内容等  
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 借入期間  
平成21年 1月 1日から平成25年12月31日まで
- (5) 借入場所  
愛媛県運転免許センター
- (6) 入札方法  
入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。  
また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について、平成20・21・22年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 借入期間の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 借入物品に係る保守及び点検の体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。

## 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
愛媛県警察本部警務部会計課調度第一係  
〒790 8573  
愛媛県松山市南堀端町2番地2  
電話（089）934 0110
- (2) 入札書の受領期限  
平成20年 6月27日（金）午後 2時30分
- (3) 入札説明書の交付方法  
⑴に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所  
平成20年 6月27日（金）午後 2時30分  
愛媛県警察本部 第一会議室

## 4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を、提出しなければならない。  
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。  
ア 受領期限  
平成20年 5月16日（金）午前 9時から平成20年 6月 9日（月）午後 5時30分まで。
- (4) 入札の無効  
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否  
要
- (6) 落札者の決定方法  
この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (7) その他  
詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased: A apparatus to form the check code , 1 set
- (2) Time limit of tender: 2:30 p.m. , 27 June , 2008
- (3) For further information , please contact: Supplies Procurement Section , Finance Division , Administration Department , Ehime Prefectural Police Headquarters , 2 2 Minamihoribatacho , Matsuyama , Ehime 790 8573 Japan  
TEL 089 934 0110

## ○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成20年 5月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

## 1 入札に付する事項

- (1) 件名  
・暗証番号発行機及びIC免許証確認機の借入れ
- (2) 借入物品名及び数量  
暗証番号発行機及びIC免許証確認機一式（ハードウェア一式、ソフトウェア一式、搬入、据付け、配線、調整等一式）
- (3) 借入物品の内容等  
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 借入期間  
平成21年 1月 1日から平成25年12月31日まで
- (5) 借入場所

## 愛媛県運転免許センターほか

## (6) 入札方法

入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について、平成20・21・22年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 借入期間の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 借入物品に係る保守及び点検の体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。

## 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県警察本部警務部会計課調度第一係  
〒790 8573

愛媛県松山市南堀端町2番地2

電話 (089) 934 0110

- (2) 入札書の受領期限  
平成20年6月27日(金)午後2時00分
- (3) 入札説明書の交付方法  
(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所  
平成20年6月27日(金)午後2時00分  
愛媛県警察本部 第一会議室

## 4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を、提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

## ア 受領期限

平成20年5月16日(金)午前9時から平成20年6月9日(月)午後5時30分まで。

- (4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に

求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否

要

- (6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (7) その他

詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased: A apparatus to issue a personal identification number and A apparatus to confirm IC chip driver's license, 1 set
- (2) Time limit of tender: 2:00 p.m., 27 June, 2008
- (3) For further information, please contact: Supplies Procurement Section, Finance Division, Administration Department, Ehime Prefectural Police Headquarters, 2 2 Minamihoribatacho, Matsuyama, Ehime 790 8573 Japan  
TEL 089 934 0110

## ○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成20年5月16日

愛媛県知事 加戸守行

## 1 入札に付する事項

- (1) 件名  
・申請受付機及びIC免許証読取機の借入れ
  - (2) 借入物品名及び数量  
申請受付機及びIC免許証読取機一式(ハードウェア一式、ソフトウェア一式、搬入、据付け、配線、調整等一式)
  - (3) 借入物品の内容等  
入札説明書及び仕様書による。
  - (4) 借入期間  
平成21年1月1日から平成25年12月31日まで
  - (5) 借入場所  
愛媛県運転免許センターほか
  - (6) 入札方法  
入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。  
また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
- 知事の審査を受け、営業種別「その他」について、平成20・21・22年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。



- (2) 借入期間の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 借入物品に係る保守及び点検の体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。
- 3 入札書の提出場所等
  - (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
 愛媛県警察本部警務部会計課調度第一係  
 〒790 8573  
 愛媛県松山市南堀端町2番地2  
 電話 (089) 934 0110
  - (2) 入札書の受領期限  
 平成20年6月27日(金)午後3時00分
  - (3) 入札説明書の交付方法  
 (1)に掲げる場所で交付する。
  - (4) 開札の日時及び場所  
 平成20年6月27日(金)午後3時00分  
 愛媛県警察本部 第一会議室
- 4 その他
  - (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
 日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札保証金  
 愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。
  - (3) 入札者に要求される事項  
 この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を、提出しなければなら

- ない。
- なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- ア 受領期限  
 平成20年5月16日(金)午前9時から平成20年6月9日(月)午後5時30分まで。
- (4) 入札の無効  
 2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否  
 要
- (6) 落札者の決定方法  
 この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (7) その他  
 詳細は、入札説明書による。
- 5 Summary
  - (1) Nature and quantity of the product to be leased: A apparatus to accept and A reader to read IC chip driver's license, 1 set
  - (2) Time limit of tender: 3:00 p.m., 27 June, 2008
  - (3) For further information, please contact: Supplies Procurement Section, Finance Division, Administration Department, Ehime Prefectural Police Headquarters, 2-2 Minamihoribatacho, Matsuyama, Ehime 790 8573 Japan  
 TEL 089 934 0110

人事委員会公告

○愛媛県人事委員会公告第3号

平成20年度愛媛県職員採用候補者(上級)試験公告

平成20年5月16日

愛媛県人事委員会

松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁内 〒790-8570  
 電話(089)912-2826  
 愛媛県ホームページ <http://www.pref.ehime.jp/>

平成20年度愛媛県職員採用候補者(上級)試験を次のとおり行います。

1 受付期間

- (1) 申込書を持参又は郵送する場合

平成20年5月19日(月)から6月6日(金)までの執務時間中(月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時30分まで)受け付けます。

なお、郵送の場合は、同日までの消印のあるものに限り、受け付けます。

- (2) インターネットを利用して申し込む場合

平成20年5月20日(火)から5月29日(木)までに届いたものに限り、受け付けます。

2 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験は、次の試験区分ごとに行いますが、このうち希望するいずれか一つについて受験の申込みができます。

| 試験区分 | 採用予定人員 | 職務内容                                     |
|------|--------|--|
| 行政事務 | 13人程度  | 知事部局、公営企業管理局等の本庁又は地方機関に勤務し、一般行政事務に従事します。 |

|                   |      |  |
|-------------------|------|--|
| 学 校 事 務           | 5人程度 | 県立学校又は公立小・中学校に勤務し、学校事務に従事します。  |
| 警 察 事 務           | 4人程度 | 警察本部又は警察署に勤務し、警察事務に従事します。  |
| 児 童 自 立 支 援 専 門 員 | 1人程度 | 知事部局の本庁又は児童自立支援施設等の地方機関に勤務し、児童が健全な社会生活を営むための自立支援や学習指導等の業務に従事します。                   |
| 児 童 指 導 員         | 1人程度 | 知事部局の本庁又は子ども療育センター等の地方機関に勤務し、入所児等の生活指導の業務に従事します。                                   |
| 建 築               | 2人程度 | 知事部局の本庁又は地方機関に勤務し、建築・住宅等に関する計画、指導、建築設計、施工管理等の業務に従事します。                             |
| 電 気 ・ 電 子         | 2人程度 | 知事部局又は公営企業管理局の本庁又は地方機関に勤務し、発電施設等の県有施設の設計・施工・維持管理、情報通信等に関する試験研究等の業務に従事します。          |
| 化 学               | 2人程度 | 知事部局の本庁又は地方機関に勤務し、公害防止、原子力安全対策、工業技術・環境に関する試験研究等の業務に従事します。                          |
| 薬 剤 師             | 5人程度 | 知事部局又は公営企業管理局の本庁又は地方機関に勤務し、薬事・医薬品製造・食品衛生等に関する指導、医薬品の調剤・製剤、衛生・環境に関する試験研究等の業務に従事します。 |
| 心 理 判 定 員         | 1人程度 | 知事部局の本庁又は児童相談所等の地方機関に勤務し、児童、保護者等や障害者に対するカウンセリング、心理療法その他の相談、指導の業務に従事します。            |

3 受験資格

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 昭和54年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた者

イ 昭和62年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）又はこれと同等と人事委員会が認めるもの（以下「大学等」という。）を卒業した者及び平成21年3月末日までに大学等を卒業する見込みの者

(2) 日本の国籍を有する者

(3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者

(4) 児童自立支援専門員、児童指導員、薬剤師及び心理判定員については、次に該当する者

| 試 験 区 分           | 受 験 資 格  |
|-------------------|--|
| 児 童 自 立 支 援 専 門 員 | 児童自立支援専門員の資格を有する者又は平成21年3月末日までにこの資格を取得する見込みの者  |
| 児 童 指 導 員         | 児童指導員の資格を有する者又は平成21年3月末日までにこの資格を取得する見込みの者  |
| 薬 剤 師             | 薬剤師の免許を有する者又は平成21年5月末日までにこの免許を取得する見込みの者  |
| 心 理 判 定 員         | 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者（平成21年3月末日までに卒業する見込みの者を含む。）又はこれに準ずる資格を有すると人事委員会が認める者 |

4 試験の方法等

(1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。

なお、第2次試験は、第1次試験に合格した者に対して行います。

| 区分    | 試験・検査種目 | 配点   | 試 験 の 内 容  |
|-------|---------|------|--|
| 第1次試験 | 教 養 試 験 | 50点  | 公務員として必要な一般的知識及び知能について、大学卒業程度の筆記試験を行います。（択一式50題、解答時間2時間30分）                              |
|       | 専 門 試 験 | 40点  | 各試験区分に応じて必要な専門的知識及び技能について、大学卒業程度の筆記試験を行います。（択一式40題、解答時間2時間）<br>なお、試験の出題分野は、おおむね別表のとおりです。 |
| 第2次試験 | 口 述 試 験 | 290点 | 人物について総合的に評定するため、個別面接及び集団討論を行います。  |
|       | 作 文 試 験 | 50点  | 公務員として必要な識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います。（課題1題、解答時間1時間）  |
|       | 適 性 検 査 | -    | 職務遂行に必要な適性について、検査を行います。  |

(2) 最終合格者は、第1次試験の得点と第2次試験の得点を合計した総合得点の高い順に決定します。

(3) 第1次試験、第2次試験の各試験・検査種目のうち、一定の基準に満たない種目がある場合には、総合得点にかかわらず不合格となります。

(4) 教養及び専門試験の例題と前年度に出題した集団討論及び作文試験の課題を、愛媛県のホームページに掲載しています。また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。

5 試験の日時、場所及び合格発表

| 区 分       | 日 時  | 試 験 区 分              | 場 所                      | 合 格 発 表   |
|-----------|--|----------------------|--------------------------|---|
| 第 1 次 試 験 | 平成20年 6月29日<br>(日曜日)<br>午前 9時から<br>午後 3時まで<br>(午前 教養試験)<br>(午後 専門試験) | 行 政 事 務              | 松山南高等学校<br>(松山市末広町11番地1) | 平成20年 7月中旬に愛媛県庁<br>前掲示板に掲示するほか、合格<br>した者に通知します。 |
|           |  | 学 校 事 務              |                          |   |
|           |  | 警 察 事 務              | 松山工業高等学校<br>(松山市真砂町1番地)  |   |
|           |  | 児 童 自 立<br>支 援 専 門 員 |                          |   |
|           |  | 児 童 指 導 員            |                          |   |
|           |  | 建 築                  |                          |   |
|           |  | 電 気 ・ 電 子            |                          |   |
|           |  | 化 学                  |                          |   |
| 心 理 判 定 員 |  |                      |                          |   |
| 第 2 次 試 験 | 第1次試験に合格した者に通知します。   |                      |                          | 平成20年 8月下旬に愛媛県庁<br>前掲示板に掲示するほか、合格<br>した者に通知します。 |

6 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県職員採用候補者として、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に記載されます。  
この名簿は、原則として、平成21年 4月以降の採用に対するもので、その有効期間は、この名簿に記載された日(合格通知書に記載)から 1年間です。
- (2) 採用は、前記採用候補者名簿に記載された者のうちから任命権者(知事、公営企業管理者、教育委員会、警察本部長等)がそれぞれ選考を行い、決定します。したがって、採用候補者名簿に記載された者がすべて採用されるとは限りません。
- (3) 児童自立支援専門員、児童指導員、薬剤師及び心理判定員については、所定の時期までに資格又は免許を取得しなかった場合は、採用されません。

7 給与

初任給は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)等の規定により、原則として、次のとおり支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

| 試 験 区 分  | 現 行 給 料 月 額               |
|--|---------------------------|
| 行政事務、学校事務、警察事務、児童自立支援専門員、児童指導員、建築、電気・電子、化学、心理判定員 | 行政職給料表 1級25号給 172,940円    |
| 薬剤師  | 医療職給料表(二) 2級 1号給 178,966円 |

ただし、平成20年度は、知事等及び職員の給与の特例に関する条例(平成18年愛媛県条例第6号)等の規定に基づき、前記給料月額額の 2.6%が減額されています。

8 受験手続

|              |  |
|--------------|--|
| 申込用紙の入手方法    | 愛媛県人事委員会事務局、愛媛県地方局総務県民課(東予、中予及び南予)及び支局総務県民室(今治及び八幡浜)、愛媛県東京事務所(東京都千代田区平河町二丁目6番3号都道府県会館内 電話(03)5212-9071)、愛媛県大阪事務所(大阪市西区江戸堀一丁目9番1号肥後橋センタービル内 電話(06)6441-2829)等で交付します。<br>なお、郵便により請求する場合は、必ず封筒の表に「上級請求」と朱書し、90円切手(1部につき)をはった、あて先明記の返信用封筒を同封してください。<br>また、愛媛県のホームページの電子行政サービス(申請書等電子配布サービス)から申込書等を印刷してとりだすこともできます。   |
| 申込方法及び受験票の交付 | 申込書及び受験票(申込みのときは、写真は、はらないこと。)には、必要な事項を記入して愛媛県人事委員会事務局へ提出してください。申込書の受付と同時に受験票を交付します。受付を終わった受験票には、最近6箇月以内に撮影した写真(上半身、脱帽、正面向き、縦6センチメートル、横4.5センチメートル)をはって試験当日持参してください。<br>なお、郵便により申し込む場合は、封筒の表に「上級申込み」と朱書し、受験票の表に必ずあて先を明記して50円切手をはったうえで、配達記録郵便又は簡易書留郵便により愛媛県人事委員会事務局へ送付してください。<br>受験票が6月23日(月)までに手元に届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。<br>また、インターネット利用による申込方法等については、愛媛県のホームページの県・市町共同電子申請システムで確認してください。 |

受験手続その他の  
問い合わせ先

愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。

#### 9 試験結果の開示

この採用試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第27条第1項の規定に基づき、次のとおり口頭により開示を請求することができます。

開示を希望する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる書類（学生証又は身分証明書、運転免許証、旅券、合格通知書等）を持参のうえ、執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分（合格発表当日のみ、午後1時）から午後5時30分まで）に人事委員会事務局へ直接おいでください。

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

| 区 分   | 開示請求できる人  | 開 示 内 容   | 開 示 期 間     | 開 示 場 所     |
|-------|-----------|---|-------------|-------------|
| 第1次試験 | 第1次試験不合格者 | 試験種目別得点、合計得点及び順位                                  | 合格発表の日から1週間 | 愛媛県人事委員会事務局 |
| 第2次試験 | 第2次試験受験者  | 第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位並びに第2次試験の試験種目別得点、総合得点及び総合順位 | 合格発表の日から1週間 |             |

#### 別表（4関係）

##### 専 門 試 験 の 出 題 分 野

| 試 験 区 分              | 出 題 分 野   |
|----------------------|---|
| 行政事務<br>学校事務<br>警察事務 | 政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、経営学、社会政策、国際関係                  |
| 児童自立支援専門員<br>児童指導員   | 社会福祉概論（社会保障を含む。）、社会学概論、社会心理学、一般心理学、社会調査                         |
| 建 築                  | 数学、物理、材料学、構造力学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工                |
| 電 気 ・ 電 子            | 数学、物理、電磁気学、電気回路、電気計測・制御、電気機器、電力工学、電子工学、情報・通信工学                  |
| 化 学                  | 数学、物理、物理化学、分析化学、無機化学、無機工業化学、有機化学、有機工業化学、化学工学                    |
| 薬 剤 師                | 物理化学、分析化学、無機化学、有機化学、生化学、薬剤学、衛生化学、生薬学、薬理学                        |
| 心 理 判 定 員            | 一般心理学（心理学史、発達心理学、社会心理学を含む。）、応用心理学（教育心理学、産業心理学、臨床心理学）、調査・研究法、統計学 |